

食品安全委員会農薬第三専門調査会

第15回会合議事録

1. 日時 令和4年4月18日（月） 9:58～10:33

2. 場所 食品安全委員会中会議室（Web会議システムを利用）

3. 議事

- (1) 委員長挨拶
- (2) 専門委員等紹介
- (3) 専門調査会の運営等について
- (4) 座長の選出、座長代理の指名
- (5) その他

4. 出席者

(専門委員)

久野専門委員、栗形専門委員、小嶋専門委員、古武専門委員、杉山専門委員、
八田専門委員、平林専門委員、安彦専門委員、山手専門委員、義澤専門委員、
渡邊（栄）専門委員、渡辺（雅）専門委員

(専門参考人)

中島専門参考人

(食品安全委員会)

山本委員長、浅野委員、脇委員

(事務局)

鋤柄事務局長、中事務局次長、近藤評価第一課長、高山評価調整官、栗山課長補佐、
横山課長補佐、糸井専門官、中井専門官、原田係長、落合専門職、三枝専門職、
高橋専門職、町野専門職、宮木係員

5. 配布資料

資料1-1 食品安全委員会専門調査会等運営規程

資料1-2 食品安全委員会における調査審議方法等について

資料1-3 「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について

資料2 農薬第三専門調査会専門委員等名簿（令和4年4月現在）

- 資料3 評価書の記載内容の検討について
参考資料1 令和4年度食品安全委員会運営計画

6. 議事内容

○栗山課長補佐

それでは、皆様おそろいになりましたので、ただいまから第15回農薬第三専門調査会を開催いたします。

先生方にはお忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

事務局の課長補佐を務めます栗山と申します。僭越ながら、座長が選出されるまでの間、私が議事を進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

開催通知等で御連絡いたしましたように、本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、Web会議システムを利用して行います。

なお、このような事情から、本日は傍聴者を入れずに開催することとし、本会議の様子をYouTubeによりライブ配信する予定としておりましたが、傍聴の登録はございませんでした。後日、議事録を公開させていただければと存じます。

このたび4月1日付をもちまして専門委員の選任が行われましたが、本日は選任後の最初の会合に当たりますので、まず初めに、山本食品安全委員会委員長より御挨拶させていただきます。

○山本委員長

皆さん、おはようございます。食品安全委員会の山本でございます。

このたびは専門委員への就任を御快諾いただき、ありがとうございました。食品安全委員会の委員長としてお礼を申し上げます。

内閣総理大臣名の令和4年4月1日付、食品安全委員会専門委員としての任命書がお手元に届いていると思います。専門委員が所属する専門調査会は、委員長が指名することになっており、先生方を農薬第三専門調査会に所属する専門委員として指名させていただきました。

食品安全委員会は、リスク評価機関としての独立性と中立性を確保しつつ、科学的知見に基づき、客観的で公正な立場から食品健康影響評価を行うことを掲げております。先生方には、この大原則を御理解の上、それぞれ御専門の分野の科学的知見や経験を踏まえ、積極的に専門調査会の審議に御参画いただきますようお願いいたします。

また、通常、私どもが考える科学は、精密かつ多数のデータを基に正確な回答、真理を求めていくものです。一方、リスク評価は、多数の領域の学問が力を合わせて判断していく科学、レギュラトリーサイエンスの一つであると考えられております。リスク評価では、ときに限られたデータから何らかの回答を出すことを求められることもあるという点も御理解いただきたいと思います。

なお、食品安全委員会の審議については、原則公開ということになってございます。こ

の農薬第三専門調査会の審議は、企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがあることから、非公開で行うことが多くなるかと思いません。しかし、議事録は公開となっております。先生方の御経験を生かした御発言や最終的な判断、決定に至るまでの議論を広く公開することによって、審議対象となった評価方法の概要や活用の意義といったものを国民の皆様に広く御理解いただけて、情報の共有に資するものと考えてございます。

さて、この第三専門調査会では、個別の農薬について調査審議を行うために設置されております。そして、調査審議をいただく農薬については委員長から指定させていただくことになっております。食品安全委員会における農薬の評価には、代謝、毒性に関する幅広い知見が必要であることから、一般毒性学の先生方のみならず、生殖発生毒性、遺伝毒性、植物代謝など幅広い分野から御参画いただいております。皆様の知見が結集されることにより適切な食品健康影響評価が可能になると考えております。

最後になりますが、食品安全委員会の活動には、国の内外を問わず高い関心が寄せられております。専門委員としての任務は、食品の安全を支える重要かつ意義深いものであります。先生方におかれましては、科学的に妥当性の高い食品健康影響評価が遂行できますように御尽力をいただけますよう重ねてお願い申し上げます。

私からの挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○栗山課長補佐

ありがとうございました。

次に、本日机上配布しております資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は、議事次第のほか、

資料1-1として、食品安全委員会専門調査会等運営規程、

資料1-2として、食品安全委員会における調査審議方法等について、

資料1-3として、『食品安全委員会における調査審議方法等について』に係る確認書について、

資料2として、農薬第三専門調査会専門委員等名簿、

資料3として、評価書の記載内容の検討について、

参考資料1として、令和4年度食品安全委員会運営計画、

以上でございます。不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。

資料はホームページにも掲載されてございます。

なお、本日はWeb会議形式で行いますので、それらの注意点を3点お伝えいたします。

1つ目、カメラは基本的にオンとしていただくようお願いいたします。また、マイクは、発言者の音質向上のため、発言しないときはオフにさせていただくようお願いいたします。対面の会議と同様でございます。

2つ目、御発言をいただく際は、まずお手元の意思表示カードの「挙手」と記載されたほうをカメラに向けてください。万が一、映像機能が途中で機能しなくなるなど障害がご

ございましたら、挙手機能を使用して挙手をいただきます。なお、途中で挙手機能及び映像機能が機能しなくなった場合は、一度退室いただきまして、再度入室を試みていただきますようお願いいたします。次に、事務局又は座長が先生のお名前をお呼びしましたらマイクをオンにしまして、冒頭にお名前を発言いただいた上で御発言を開始いただき、発言の最後には「以上です」と御発言をいただき、マイクをオフとする形での対応をお願いいたします。

3つ目、接続不良時の内容となりますが、会議中、通信環境により音声途切れて聞き取りにくい状況になってしまった場合、カメラ表示を切ることで比較的安定した通信が可能となる場合がございます。画面下のカメラのボタンをクリックいただくとオンオフができます。それでも状況が変わらず、議論内容が分からない状況が続くようでしたら、お手数ですが、チャット機能を使用して状況を御連絡ください。予期せずに切断されてしまった場合は再度入室をお試しいただくようお願いいたします。

以上、Web会議における注意事項となります。よろしくようお願いいたします。

では、次に、議事（2）としまして専門委員等の御紹介です。専門委員につきまして、私のほうからお名前の五十音順に紹介をさせていただきます。お名前をお呼びしましたら、マイクをオンにしていただき、御所属や専門分野など、一言御発言いただけましたら幸いです。発言を終えられました方はマイクをオフをお願いいたします。

それでは、御紹介させていただきます。久野壽也専門委員。

○久野専門委員

豊川市民病院の久野でございます。専門は動物を用いた一般毒性です。どうぞよろしくお願いいたします。

○栗山課長補佐

続きまして、栗形麻樹子専門委員。

○栗形専門委員

おはようございます。国立衛研の栗形と申します。専門のほうは生殖毒性を担当しております。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○栗山課長補佐

続きまして、小嶋五百合専門委員。

○小嶋専門委員

残留農薬研究所の信頼性保証室の責任者をやっております小嶋五百合です。専門のほうは一般毒性、血液学、生化学です。よろしくお願いいたします。

○栗山課長補佐

続きまして、古武弥一郎専門委員。

○古武専門委員

広島大学薬学の古武でございます。よろしくお願い致します。専門は動物代謝を中心に見させていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○栗山課長補佐

続きまして、杉山圭一専門委員。

○杉山専門委員

私、国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター変異遺伝部の杉山と申します。専門は変異遺伝部ということで遺伝毒性のほうを担当させていただき予定となっております。どうぞよろしく願いいたします。

○栗山課長補佐

続きまして、八田稔久専門委員。

○八田専門委員

金沢医科大学の八田です。よろしく願いいたします。私の専門は発生学です。正常発生が中心なのですが、そこから奇形の話も一緒に進めてまいりました。この部会では生殖発生毒性を担当させていただきことになっております。どうぞよろしく願いいたします。

○栗山課長補佐

続きまして、平林容子専門委員。

○平林専門委員

おはようございます。国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センターの平林でございます。担当は一般毒性でございます。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

○栗山課長補佐

続きまして、安彦行人専門委員。

○安彦専門委員

おはようございます。国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター薬理部第四室長の安彦と申します。専門は発生学でして、発生毒性を担当させていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○栗山課長補佐

続きまして、山手丈至専門委員。

○山手専門委員

おはようございます。大阪府立大学を昨年3月ですけれども退職しました山手です。大阪府立大学ということでお話ししておかないといけないのは、この4月から大阪市立大学と統合し、大阪公立大学となりましたので、併せてよろしく願いしたいと思います。私の専門は獣医病理学なのですが、農薬や医薬品等の発がん性試験にも携わった経験があるということで、主に毒性病理学が専門になります。退職後は毒性病理学の講義をあるところでやったり、あるいは市民講座ということで、伴侶動物のオーナーさん向けに動物の命の大切さというものを今お話ししたりして、そういうこともやっています。

私は2006年にこの農薬専門調査会の専門委員、途中で専門参考人のときもありましたけれども、16年間携わっています。本当に食の安全安心というのは私は非常に重要であるというのを市民講座等を通じて痛感しています。ということで、この会は本当に色々な分野

の先生方のお話を聞くことができますので、その意味では大変勉強になるということで、これからもその姿勢で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○栗山課長補佐

続きまして、義澤克彦専門委員。

○義澤専門委員

おはようございます。武庫川女子大学食物栄養科学部の義澤克彦と申します。私の専門は、製薬会社で長年毒性評価をしていましたので、一般毒性と発がん性の評価の専門で、特に毒性病理学を専門にしております。今後ともよろしくお願いいたします。

○栗山課長補佐

続きまして、渡邊栄喜専門委員。

○渡邊（栄）専門委員

皆さん、おはようございます。農研機構農業環境研究部門の渡邊栄喜と申します。私の専門は植物代謝と環境動態、作物残留の部分を担当させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○栗山課長補佐

続きまして、渡辺雅彦専門委員。

○渡辺（雅）専門委員

おはようございます。就実大学薬学部の渡辺雅彦と申します。私の専門は遺伝毒性の分野ということになります。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は以上、12名の専門委員に御出席をいただいております。

また、専門参考人として中島美紀専門参考人。

○中島専門参考人

おはようございます。金沢大学ナノ生命科学研究の中島と申します。金沢大学の薬学系も併任しております。専門は動物代謝です。今年度は専門参考人として参加させていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

○栗山課長補佐

以上、1名の専門参考人に御出席いただいております。

本日、小澤正吾専門委員は御都合により御欠席との連絡をいただいておりますので、お名前だけの御紹介とさせていただきます。

また、食品安全委員会からは、先ほど御挨拶いたしました山本委員長、農薬に関する専門調査会の主担当の浅野委員、副担当の脇委員が御出席しております。脇委員はWebのほうでの参加になっております。

事務局につきましては、本日、鋤柄事務局長、中次長、近藤評価第一課長、このほか評価第一課から事務局員が参加しております。

また、事務局の人事異動について御報告いたします。4月1日付で藤井専門官が異動し

まして、後任として落合専門職が着任しております。

○落合専門職

4月1日付で評価第一課に配属となりました落合と申します。よろしくお願ひいたします。

○栗山課長補佐

4月1日付で三枝係員が専門職へ昇任しております。

○三枝専門職

三枝と申します。引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

○栗山課長補佐

どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、議事（3）として専門調査会の運営等についてでございます。課長の近藤のほうから御説明させていただきます。

○近藤評価第一課長

それでは、私のほうから調査会の運営等について御説明をさせていただきたいと思ひます。

資料1-1、1-2、1-3をお手元に御準備ください。

まず、資料1-1 食品安全委員会専門調査会等運営規程でございます。こちらは平成15年食品安全委員会決定として定められたものでございますが、第2条に専門調査会の設置等についての規定がございまして、3項としまして専門調査会に座長を置き、互選により選任するということが定められております。また、5項としまして専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が座長代理となるとされております。

また、第4条に専門調査会の会議についての定めがございまして、座長が議長となること等が定められているところでございます。

また、3ページ目の別表のところに各専門調査会の所掌事務についての規定がございまして、農薬第一専門調査会と、それから農薬第二から第五の専門調査会についての規定がございまして、農薬第二から第五の専門調査会につきましては、農薬のうち、委員長が指定するものの食品健康影響評価について調査審議することと定められているところでございます。

続きまして、資料1-2、食品安全委員会における調査審議方法等についてを御覧ください。こちらは平成15年食品安全委員会決定としまして、いわゆるCOIについての規定でございます。2としまして、委員会等における調査審議等への参加についての規定がございまして、（1）で次に掲げる場合、下に①から⑥まで定めがございまして、そのような場合には当該委員等が調査審議に参加しないといったことが定められております。この調査審議に参加しない場合、例えば特定企業から金品などの受け渡しがあった場合ですとか、あるいは対象品目の申請資料の作成に協力した場合などの規定がございまして、

また、2ページ目を御覧いただきまして、（2）としまして専門委員の方に確認書のご

提出をいただくといった規定がございます。今回専門委員となられた先生方から確認書を御提出いただいております、そちらを本日、資料1-3として添付をしているところでございます。

また、本日御提出いただいている確認書のほかに、先ほどの(1)に掲げる場合に該当することになったと思われる場合には、また改めて確認書を御提出いただくことの定めがございます。

以上、簡単ではございますけれども、調査会の運営等について御説明をさせていただきました。御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ただいま説明させていただきました内容について御確認いただきまして、また御留意いただきまして、専門委員をお務めいただければと存じます。どうぞよろしくお願いたします。

○栗山課長補佐

それでは続きまして、議事の(4)座長の選出、座長代理の指名に入りたいと思います。先ほど御説明いたしました食品安全委員会専門調査会等運営規程の第2条第3項によりまして、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任することとされております。どなたか御推薦ございませんでしょうか。

山手先生、お願いいたします。

○山手専門委員

山手でございます。座長ですけれども、この専門調査会も含めて座長代理等を経験されております平林専門委員にぜひともお願いしたく、御推薦させていただきます。

以上になります。

○栗山課長補佐

ほかにはいかがでしょうか。久野専門委員、お願いいたします。

○久野専門委員

久野でございます。私も平林専門委員が適任だと考えます。御推薦いたします。

以上です。

○栗山課長補佐

ただいま、山手専門委員、久野専門委員から、平林専門委員を座長にという御推薦がありました。そのほかはいかがでしょうか。

それでは、ほかには御推薦はないようでございます。こちらをもちまして、座長に平林専門委員が互選されました。

それでは、平林座長から一言御挨拶をお願いいたします。

○平林座長

平林でございます。御推薦をいただきましてありがとうございます。謹んでお引き受けいたしたく存じます。

山本委員長のほうからもお話がございましたとおり、リスク評価にはなかなかデータがそろわないことも多い中、この農薬につきましては比較的データが多いところでございます。その分、先生方の御負担も多いことかと存じますが、御協力をいただきまして、正しくリスク評価、判断をしまいたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○栗山課長補佐

ありがとうございました。

次に、食品安全委員会専門調査会等運営規程の第2条第5項に、座長に事故があるときは当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとございますので、座長代理の指名をお願いいたします。これ以降の議事の進行は平林座長をお願いいたします。

○平林座長

それでは、議事の進行を引き継がさせていただきます。

ただいま事務局から御説明がありました座長代理の指名についてですが、私から、義澤専門委員をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○義澤専門委員

義澤でございます。私でよければお引き受けさせていただきます。

以上です。

○平林座長

お引き受けくださりありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、義澤座長代理から一言御挨拶をお願いいたします。

○義澤座長代理

武庫川女子大学の義澤です。座長代理ということで、平林座長のサポートをできるだけできるように、微力ながら頑張りたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○平林座長

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

そうしましたら、その他の議事に移ります。

まず、評価書の記載内容の変更についてでございます。事務局より説明をお願いいたします。

○栗山課長補佐

それでは、資料3を御覧ください。こちらは昨年度、農薬第一専門調査会にて審議されました評価書の記載内容の検討につきまして、その結果について本日御報告させていただきます。この資料に基づいて説明を進めてまいりますけれども、まず、上にございますように、「農薬の食品健康影響評価に関する事項の調査審議における留意点について」という令和2年の第一専門調査会決定におきまして、具体的な内容の再評価に係る調査審議が始まるまでに、再評価における留意点に係る準備を行うとしていたところでございます。

そのうち、評価書の記載内容につきまして、これまでの評価経験ですとか、代謝物評価等国際的な動向も踏まえまして、以下のとおり、記載順序等の変更並びに記載内容の追加及び合理化を検討してまいりました。おおむねこちらのとおりに決定しておりますので、それぞれ御紹介させていただきます。

最初に1番目ですけれども、標準的な記載項目及び記載順序の変更でございます。

まず(1)評価対象農薬の概要に物理的・化学的性状の項目を追加することとしました。

(2)安全性試験の記載順序について、使用される農薬の実際の流れに沿いまして、①環境、②植物・畜産物の代謝・残留、③毒性といった順に変更しました。これまで動物体内運命試験としてまとめておりました試験のうち、家畜代謝試験は②の代謝・残留のパートに、動物体内運命試験は③の毒性のパートに記載することといたしました。

それから(3)経口投与による急性毒性試験のほか、一般薬理試験などの単回投与試験を急性毒性試験等としてまとめることとしました。

(4)神経毒性試験を新たに項立てしまして、神経毒性に係る試験をまとめることとしました。

(5)経皮投与、吸入ばく露等試験を新たに項立てしまして、評価の参考で記載する経口投与以外の試験、経皮ですとか吸入ばく露といったような試験等をまとめることとしました。

それから、6点目、ヒトにおける知見を新たに項立てしまして、ヒトに関する知見、中毒事例や疫学研究等、ヒトへの影響試験をまとめることとしました。

7番目、代謝物を用いて実施された毒性試験については、有効成分とは切り離して別途まとめるという形にしました。

2つ目ですが、物理的・化学的性状の記載、先ほど追加する具体的な内容でございますけれども、有効成分の物理的・化学的性状につきまして、評価に有用な情報としまして、融点、沸点、蒸気圧、外観、臭気などを記載することといたしました。

3つ目、環境中運命試験の記載の合理化ということで、各試験について、今まで文章で書いていたものにつきまして、表に完結にまとめる形としまして、必要に応じて特記事項、例えば推定分解経路などのものにつきましては文章で記載する形に変えてございます。

こちらは3月の第8回農薬第一専門調査会の資料が1ポツから3ポツそれぞれに対して別紙1から3に対応するものとなりますけれども、こちらは具体的な記載の順序のイメージですとか内容のイメージといったものになりますので、今のものが反映されたような形になってございます。こちらのほうは詳細になりますので、後ほど御確認をいただければと思いますが、こちらで最終化されているというところになります。

こちらはあくまでも評価書の標準的な記載内容となりますので、実際の具体的な農薬の審議におきましては、各農薬で試験のパッケージは様々になりますので、記載のほうもケース・バイ・ケースでアレンジすることもありますけれども、こういった形で進めていくことで御承知おきいただければと思います。

こちらにつきまして、4月以降の専門調査会で審議が開始される剤から適用ということになっております。本日、この後の第16回で審議する剤につきましては、先月、3月からの継続審議の剤となりますので、従来の記載内容のままとなりますので、その点、御留意いただければと思います。

説明は以上となります。

○平林座長

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明に何か御意見、御質問はございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

そうしましたら、続きまして、事務局より、次の説明をお願いしたいと思います。

○近藤評価第一課長

それでは、参考資料1をお手元をお願いいたします。こちらの資料に基づきまして、今回、今年度最初の専門調査会となりますので、令和4年度の食品安全委員会運営計画につきまして簡単に御説明させていただきたいと思っております。

表紙を1枚おめくりいただきまして、目次がございます。ここにお示ししたとおり、第1として運営の重点事項、第2として委員会の運営全般、第3として食品健康影響評価の実施等といった構成となっております。

次に1ページを御覧ください。審議の経緯でございますが、本年2月の企画等専門調査会で御審議いただいた後、食品安全委員会への報告を経て、また、国民からの意見・情報の募集を経まして、本年3月29日の食品安全委員会で決定されたものでございます。

次に、2ページをお開きください。令和4年度における委員会の重点事項でございます。農薬に係るものを中心に御説明させていただきたいと思っております。

(2)の重点事項としましては、食品健康影響評価の着実な実施としまして、評価ガイドラインの見直し、いわゆる評価指針の見直しのほか、b.としましては農薬再評価に係る食品健康影響評価の実施というのが掲げられております。農薬取締法に基づく再評価を受ける農薬に関しまして、評価要請がなされた場合には、指針等に基づき評価を進めるといったような内容でございます。

また、2ページの一番下のほうに②としましてリスクコミュニケーションの戦略的な実施とございますが、これは後ろのほうにも出てまいります、今年度の重点テーマ、昨年度に引き続きまして農薬とされているところでございます。

次に、3ページの真ん中ぐらい、第2、委員会の運営全般を御覧ください。(3)としまして専門調査会の開催についての規定がございまして、(4)としまして委員会と専門調査会の連携の確保ということが定められております。原則として全ての専門調査会に専門委員が出席して、必要に応じて情報提供を行うとともに助言を行うとされておまして、本日も委員のほうが出席させていただいているところでございます。

次に、第3、食品健康影響評価の実施、4ページでございますが、農薬の場合にはリス

ク管理機関からの要請、また、企業からの申請に基づく要請が多うございますけれども、(2)としまして、いわゆる企業申請品目につきましては、標準処理期間内に評価結果を通知できるよう計画的な調査審議を行うとされております。また(3)としまして、いわゆるポジ剤につきましても計画的な調査審議を進めていきたいと考えているところでございます。

以下、詳細な説明は割愛させていただきますが、お時間のあるときにお目通しいただければと存じます。

説明は以上でございます。

○平林座長

ありがとうございました。

ただいまの御説明に何か御意見、御質問等ございますでしょうか。ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

そうしましたら、事務局、ほかに連絡事項等はございますでしょうか。

○栗山課長補佐

ほかにはございません。大丈夫です。

○平林座長

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第15回農薬第三専門調査会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

○栗山課長補佐

なお、この後、非公開で第16回農薬第三専門調査会を開催しますので、委員の先生方、よろしく願いいたします。画面はオンのまま、お待ちいただければと思います。

以上